

埼玉県山村振興基本方針

(2026年3月23日変更)

埼玉県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	10
III 振興の基本方針及び振興施策	15
① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項	15
② 交通施策に関する基本的事項	15
③ 情報通信施策に関する基本的事項	16
④ 産業基盤施策に関する基本的事項	16
⑤ 産業振興施策に関する基本的事項	17
⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項	18
⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	18
⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項	19
⑨ 文教施策に関する基本的事項	20
⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項	20
⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項	21
⑫ 就業・担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項	21
⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	21
⑭ その他施策	22
IV 他の地域振興等に関する計画との関連	23

[別紙様式 1]

山村振興基本方針書

都道府県名	埼玉県
作成年度	平成17年度

I 地域の概況

(1) 県域における振興山村の状況

- ・ 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全 63 市町村のうち 8 市町（13 地域）となっている。

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	指定地域名（S25 年当時の旧市町村名）
秩父市	浦山村、上吉田村、大滝村
飯能市	名栗村
本庄市	本泉村
ときがわ町	大柵村
横瀬町	芦ヶ久保村
皆野町	金沢村、日野沢村
小鹿野町	三田川村、倉尾村、両神村
神川町	矢納村

(注)・昭和 25 年 2 月 1 日時点の市町村名により指定

本県における振興山村の状況

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	63	8	13%
面積	3,797.75 km ²	724.48 km ²	19%
人口	7,344,765 人	9,655 人	0.13%
若年者比率(15~29 歳)	14%	8%	—
高齢者比率(65 歳以上)	26%	49%	—

(注)・市町村数は、令和 7 年 4 月 1 日現在。振興山村の面積は、2015 年農林業センサス。全県の面積は、令和 7 年度全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）。人口は、令和 2 年国勢調査（総務省統計局）

(2) 自然環境に係る状況

ア 地理、地勢

- ・ 本県は関東地方の中央部から西部に位置する内陸県で、北は栃木県、群馬県、

南は東京都、西は山梨県、長野県、東は茨城県、千葉県に接し、総面積は3,797.75 km²である。

- ・ 地形は、三宝山をはじめとする 2,000m級の山々が西部に連なり、東部に移るにつれて丘陵、台地、低地と次第に低くなっている。
- ・ 本県の振興山村を有する市町村は8市町（令和7年4月現在）であり、このうち振興山村の面積は724.48 km²（全県面積の19%）となっている。
- ・ 振興山村には豊かな自然が多く残されており、大部分が秩父多摩甲斐国立公園又は上武、両神、西秩父、長瀨玉淀、武甲、黒山、奥武蔵の県立自然公園に指定されている。

イ 気候

- ・ 本県の気候は、冬は北西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が多い。夏は日中かなりの高温になり雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴である。
- ・ 県の西部に位置する山地では夏に雷雨が多く発生し、気温が平地に比べ2～4℃低い。また、冬の期間が長く、山岳地方では積雪が多い。
- ・ 秩父盆地は風が弱く夏の気温が高い一方、冬は夜間の冷え込みが強い。

平均降水量及び平均気温

平均降水量（mm）		平均気温（℃）	
振興山村	さいたま市	振興山村	さいたま市
1375.3	1371.3	13.5	15.2

（注）・気象庁データ（平成3年～令和2年の平均値）

振興山村は秩父特別気象観測所、さいたま市はさいたま地域気象観測所

（3）社会及び経済に係る状況

ア 人口の動向

- ・ 振興山村の人口は、令和2年時点で9,655人と全県の0.13%に過ぎず、平成12年と比較して40%以上減少している。
- ・ 年齢構成で見ると、14歳以下の年少人口の割合は、出生率の低下などにより減少し続けており、令和2年では6%となっている。また、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、令和2年には49%となっており、県全体と比較しても高齢化が進行している。
- ・ 一方で、振興山村を有する市町において社会増減率・増減数がプラスとなっている箇所もあり、今後の動向が注目される。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H12	16,827 (100%)	2,059 (12%)	2,446 (15%)	2,525 (15%)	4,569 (27%)	5,228 (31%)
H17	15,122 (100%)	1,546 (10%)	1,993 (13%)	2,030 (13%)	4,370 (29%)	5,183 (34%)
H22	13,165 (100%)	1,165 (9%)	1,442 (11%)	1,639 (13%)	3,997 (30%)	4,922 (37%)
H27	11,325 (100%)	831 (7%)	1,078 (10%)	1,296 (11%)	3,348 (30%)	4,769 (42%)
R2	9,655 (100%)	547 (6%)	775 (8%)	965 (10%)	2,647 (27%)	4,713 (49%)

年度	県全体					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
H12	6,938,006 (100%)	1,024,787 (15%)	1,522,914 (22%)	1,429,336 (21%)	2,058,952 (30%)	889,243 (13%)
H17	7,054,243 (100%)	986,361 (14%)	1,277,499 (18%)	1,593,784 (23%)	2,020,970 (29%)	1,157,006 (16%)
H22	7,194,556 (100%)	953,668 (13%)	1,168,291 (16%)	1,637,119 (23%)	1,943,698 (27%)	1,464,860 (20%)
H27	7,266,534 (100%)	910,805 (13%)	1,099,404 (15%)	1,530,685 (21%)	1,877,085 (26%)	1,788,735 (25%)
R2	7,344,765 (100%)	858,384 (12%)	1,055,905 (14%)	1,313,361 (18%)	1,965,922 (27%)	1,934,994 (26%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

（総数には不詳を含むため、総数と内訳の計は一致しない）

イ 財政の状況

- ・ 振興山村を有する市町の財政構造は、財政力指数が他の市町村に比べて低位にある。また、人口の減少や高齢化が進行し、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

財政力指数

県内市町村全体	0.838
秩父市	0.559
飯能市	0.698
本庄市	0.717
ときがわ町	0.377
横瀬町	0.454
皆野町	0.382
小鹿野町	0.299
神川町	0.484

出典：県市町村課調べ、令和7年指数（令和5年～7年平均）
県内市町村全体は加重平均値

ウ 交通の状況

- ・ 道路に関しては、国道140号の長尾根バイパス（秩父市大字蒔田～大字寺尾地内）の整備など、振興山村においても国、県、市町村道の改良を進めてきているが、急峻な地形のため、狭隘区間や屈曲区間が多く残っている状況である。そのため、飛躍的な移動時間の短縮を図るにはならず、依然、経済立地条件が不利な状況である。
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関は人口減少・少子化などによる利用者の減少や、運転手不足等により、路線の維持・確保が課題となっている。

エ 情報通信の状況

- ・ 振興山村の中には、携帯電話・ブロードバンド（インターネット）を利用できない地域が依然として存在し、都市部との間には情報通信環境に格差がある。

オ 土地利用の状況

- ・ 県内の振興山村の面積に占める経営耕地面積の割合は0.1%となっている。

土地利用の状況

(単位：ha、%)

年度	振興山村					
	総土地面積	経営耕地面積			林野面積	
		田	畑	樹園地		
H12	72,291 (100%)	262 (0.3%)	28 (11%)	175 (67%)	59 (23%)	67,278 (93%)
H17	72,200 (100%)	106 (0.1%)	8 (8%)	62 (58%)	36 (34%)	66,619 (92%)
H22	72,437 (100%)	113 (0.2%)	11 (10%)	70 (62%)	32 (28%)	66,884 (92%)
H27	72,448 (100%)	104 (0.1%)	7 (7%)	74 (71%)	21 (20%)	66,243 (91%)
R2	72,448 (100%)	58 (0.1%)	7 (12%)	37 (64%)	14 (24%)	—

年度	県全体					
	総土地面積	経営耕地面積			林野面積	
		田	畑	樹園地		
H12	379,725 (100%)	65,287 (17%)	39,691 (61%)	21,575 (33%)	4,021 (6%)	123,170 (32.4%)
H17	379,750 (100%)	57,620 (15%)	36,283 (63%)	18,630 (32%)	2,708 (5%)	122,806 (32.3%)
H22	379,725 (100%)	53,682 (14%)	33,989 (63%)	17,319 (32%)	2,374 (4%)	122,401 (32.2%)
H27	379,775 (100%)	53,815 (14%)	34,606 (64%)	17,242 (32%)	1,966 (4%)	121,311 (31.9%)
R2	379,775 (100%)	51,525 (14%)	32,514 (63%)	17,227 (33%)	1,784 (3%)	119,466 (32%)

出典：平成17年度、平成22年度、平成27年度、令和2年度は農林業センサス
 平成12年度の振興山村は山村カード調査、県全体は農林業センサス。
 令和2年度の振興山村の林野面積は、農林業センサスにて市町村単位未満でのデータがなく把握できないため未記入。

カ 産業構造の動向

- ・本県全域及び振興山村における、第一次産業・第二次産業・第三次産業の生産額の構成比率は次表「産業別生産額の動向」とおりで、平成14年度以降、令和4年度まで横ばいである。
- ・県内の振興山村は、地形的条件等から農林業が地域の基幹的産業となっている。

- ・農業に関しては、高齢化や担い手不足が進行する一方、地域特性を生かしたいちごやきゅうりなどの野菜やぶどうなどの果樹の生産のほか、一部では観光農園が展開されている。
- ・林業に関しては、森林の適切な管理や林業の生産性向上を図るため、森林管理道及び作業道等の路網の整備を進めている。本県の民有林における人工林のうち、約8割が木材として利用可能な林齢に達している。
- ・振興山村は、自然環境など観光資源に恵まれており、こうした観光資源を生かし観光客を増加させることで地域を活性化することが期待されている。
- ・工業に関しては、窯業・土石製品、金属製品、電気機械器具の製造が主な産業となっている。
- ・また、シカ等の野生鳥獣の生息数増加及び生息域拡大により、農林業の被害が見られる。一方で、被害防止のために鳥獣捕獲等に従事するハンターについて、高齢化や人手不足が懸念されている。

産業別生産額の動向

(単位：百万円、%)

年度	振興山村				県全体			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
H14	938,159 (100%)	11,148 (1%)	314,978 (34%)	608,773 (65%)	20,170,271 (100%)	123,546 (1%)	5,450,302 (27%)	14,526,357 (72%)
H19	955,161 (100%)	11,256 (1%)	322,399 (34%)	615,915 (65%)	21,234,950 (100%)	118,938 (1%)	5,751,796 (27%)	15,227,971 (72%)
H24	873,001 (100%)	11,250 (1%)	260,978 (30%)	593,873 (68%)	20,374,018 (100%)	121,847 (1%)	4,822,470 (24%)	15,268,729 (75%)
H29	1,060,798 (100%)	11,509 (1%)	398,903 (38%)	644,329 (61%)	23,476,108 (100%)	113,255 (1%)	6,118,288 (26%)	17,110,536 (73%)
R4	1,000,145 (100%)	9,776 (1%)	345,562 (35%)	632,117 (63%)	24,665,567 (100%)	81,947 (1%)	6,320,965 (26%)	17,949,685 (73%)

出典：埼玉県市町村民経済計算

振興山村は振興山村を有する市町村の合計

(推計上付加価値の一部が重複しているため全体と内訳は一致しない)

キ 近年の主な災害の発生状況

- ・令和元年東日本台風により、県内12市町村で28件の土砂災害が発生した。そのうち振興山村を含む市町村での発生件数は、秩父市5件、皆野町2件、ときがわ町1件、飯能市4件、小鹿野町2件で、合計14件だった。
- ・令和4年7月12日の大雨により、県内で3件の土砂災害が発生した。振興山村を含むときがわ町においては、降り始めからの降水量が155mmに達し、土砂災害が2件発生した。土砂災害による住家被害が発生したほか、同年9月13日には振興

山村を含む秩父市で土砂崩落が発生し、その影響により一般県道中津川三峰口線が通行止めとなった。

- ・令和6年林野火災は埼玉県内で9件発生し、そのうち、振興山村を含む市町での発生は、秩父市2件、ときがわ町2件、小鹿野町1件であった。
- ・また、令和8年2月4日には秩父市で143haの林野火災が発生した。

ク 医療の状況

- ・本県の振興山村は、県全体と比較して高齢化が進行している。また、本県は今後、全国でもトップクラスのスピードで75歳以上の高齢者人口が増加することが予想されており、医療のニーズが高まっている。

ケ 社会福祉の状況

- ・振興山村は県全体と比較して高齢化が進行しており、増加する高齢者への介護ニーズが高い傾向がある。

コ 教育の状況

- ・振興山村においては、少子化や人口の流出に伴い、地域の文化を維持・継承していくための担い手の減少や、他地域に比べ学校の小規模化や再編整備が進む傾向がある。

サ 社会・生活環境の状況

- ・県内振興山村の水道普及率は98.8%であり、全国平均98.2%を上回る水準となっている（令和5年現在）。
- ・生活排水処理施設の整備が進められているものの、単独処理浄化槽や汲み取り便槽が残存している。
- ・人口流出に伴う空家の増加やその管理が課題となっているが、空き家バンクの活用や不動産事業者との連携による空家の流通促進の取組がみられ、また一部地域においては、移住希望者向けのマッチングサービスにより、空家の提供が進んでいる。
- ・県内において、ニホンジカなど推定生息数が減少傾向にある野生鳥獣もいるが、野生生物全体の出没件数は、県西部を中心に近年増加傾向にある。

シ 移住・交流の状況

- ・振興山村を有する市町において、地域の魅力や移住に関する情報が発信される中で、都市部の移住希望者が関係市町につながるなど、県内の振興山村への移住の取組が進められている。また、移住施策だけでなく、関係人口の増加を図るため、各地域において域外からの観光客やリピーターを呼び込む取組も進められている。
- ・人口減少・超少子高齢化が進む中、振興山村においても地域活動の担い手不足が生じている。

ス 就業者の動向

- ・令和4年の県内一人あたりの市町村民所得は314万円であるが、振興山村を有する市町では256万円と低位に留まっている。
- ・本県全域及び振興山村における第一次産業・第二次産業・第三次産業の産業別就業者数の動向は別表「産業別就業者数の動向」とおりで、平成12年度以降、令和2年度まで、第一次産業・第二次産業の就業者数は一貫して減少している。
- ・振興山村においては8%が第一次産業に従事しており、県全体の約8倍の割合である。

市町村民所得

(単位：万円)

年度	振興山村	県全体
H14	231	292
H19	241	297
H24	213	276
H29	248	305
R4	256	314

出典：埼玉県市町村民経済計算
振興山村は、振興山村を有する市町の平均

産業別就業者数の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村				県全体			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
H12	7,684 (100%)	758 (10%)	3,448 (45%)	3,472 (45%)	3,528,376 (100%)	84,853 (2%)	1,078,947 (31%)	2,303,748 (65%)
H17	6,966 (100%)	709 (10%)	2,682 (39%)	3,546 (51%)	3,509,189 (100%)	76,358 (2%)	942,028 (27%)	2,401,721 (68%)
H22	5,704 (100%)	477 (8%)	2,054 (36%)	3,076 (54%)	3,482,305 (100%)	58,301 (2%)	816,866 (23%)	2,352,355 (67%)
H27	5,044 (100%)	403 (8%)	1,744 (35%)	2,808 (56%)	3,484,648 (100%)	55,488 (2%)	803,861 (23%)	2,367,338 (68%)
R2	4,441 (100%)	339 (8%)	1,507 (34%)	2,489 (56%)	3,386,880 (100%)	50,424 (1%)	752,258 (22%)	2,471,070 (73%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

(分類不能の産業を含むため全体との内訳の計は一致しない)

セ 自然環境や景観の保全状況

- ・ 振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であり、各振興山村においても固有の自然環境や景観を維持管理するための取組が行われている。一方で、無秩序な開発や、来訪者のマナー違反等による自然環境への悪影響が報告されるケースがある。

Ⅱ Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1. 山村振興の課題

(1) 総論

本県の振興山村は、人口減少率が著しく高く、特に若年層を中心とする人口の流失と出生率の低下による少子化・高齢化が進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、県土・自然環境の保全等、山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。今後の山村振興に当たっては、自然環境の保全に配慮しながら、山村における集落活動の存続により山村での暮らしやすさを維持していくために、人口流出の抑制、出生率の向上とともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保する必要がある。

(2) 各論

ア 交通について

- ・バス路線の減便等により、移動利便性が低下している地域がある。
- ・土砂崩れ等による道路寸断が発生すると、外部との交通や物資の流通が途絶え、支援が困難な孤立集落となる恐れがある地域が多く存在する。

イ 情報通信について

- ・振興山村は特に顕著な人口減少下にあるため、人手不足を補う観点において特にデジタル化やデジタル・トランスフォーメーションの進展が求められるが、携帯電話基地局や光ファイバ等の通信施設が十分ではないことから、この整備を促進する必要がある。具体的には、スマート農業の推進、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療や教育の充実等、山村の振興において不可欠な各分野においてデジタル化が進むことが期待される。
- ・また、デジタル化を図るため、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を進める必要がある。

ウ 産業基盤整備について

- ・地域の農業が将来に向けて、生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農道の保全対策を推進する必要がある。また、農地・農業用水利施設の有する雨水貯留機能や洪水調節機能を適切に発揮する上でも、農業用ため池や排水施設の保全対策を行う必要がある。
- ・農地については、農地中間管理事業の活用により、遊休化する前に新たな担い手に貸借し、有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものも少なくない。市町村において、将来の農地利用の姿を明確化した計画である地域計

画の策定が進んでいる。地域計画の実現に向け、遊休農地の解消・活用、担い手への農地の集積・集約化を進め、農地の有効利用を促進する必要がある。

- ・森林の適切な管理や林業の生産性向上を図る上では、森林管理道及び作業道等の路網の整備を引き続き進めていく必要がある。

エ 産業振興について

- ・振興山村は農林業等の産業基盤や生活基盤が他の地域に比べて不利な状況にあるため、人口の減少や高齢化が進行し、農林業や集落機能の維持が困難である。
- ・農業においては、農業者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積・集約化やスマート農業の導入などによる効率化等を促進する等により、儲かる農業を進める取組が必要となっている。また、近年、園芸作物や果樹を中心として新規就農者が徐々に増えつつあるが、その定着を支援するとともに、継続的な新規就農者の確保・育成を促進する必要がある。
- ・これまでの6次産業化を進展させ、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者や地元の企業なども含めた多様な主体の参画により付加価値を創出することで、農山漁村における所得の向上及び雇用の創出を図る必要がある。
- ・林業については、やまもとりゆうぼくかかく山元立木価格（立木のまま販売する際の価格）の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が少ないことが課題である。
- ・第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技术によって、産業の維持と活性化を図ることが必要である。農林漁業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。加えて、起業を促進することで地域経済の振興や新たな雇用先の創出を図ることも重要である。
- ・自然環境など地域の魅力を効果的に発信することで観光客を誘致するとともに、新たな観光資源の発掘、創出を図る必要がある。
- ・野生鳥獣については、昨今、ニホンジカ等による被害が深刻化していることから、ハンターによる狩猟を後押しする必要がある。そのためには、捕獲物がジビエとして活用されることを促す必要があり、産業振興の一環として行うことについても重要である。

オ 防災について

- ・気候変動による異常気象が増加傾向であることや、令和元年東日本台風および令和4年7月12日豪雨での被害の教訓を踏まえ、一層の土砂災害対策の推進が不可欠である。
- ・山村においては、地理的特性上、災害発生時に道路網の寸断による孤立集落の発生や通信インフラの途絶に加え、外部からの支援が遅延するリスクを抱えている。近年の気候変動による豪雨は増加傾向にあり、1時間あたり50ミリ以上の降雨の発生頻度は50年前と比較して直近10年間で約1.5倍に増加している。令和4年7月12日の大雨災害による被害、同年9月13日の秩父市での土砂崩落による被害などの教訓を踏まえると、災害発生時の避難住民への対応や被災者への適切な支援を含む防災対策の一層の推進が不可欠である。これらの山村特有の脆弱性を克服し、災害対応能力の向上および地域住民の安全確保を図るため、災害対応を迅速かつ的確に実施できる体制の整備を促進する。
- ・林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。
- ・森林の持つ公益的機能を持続的に発揮できるよう、治山施設の設置や保安林の整備を引き続き進めていく必要がある。

カ 医療について

- ・従来から医師が不足する地域における医師確保が課題となってきたが、2024年から医師に対し時間外労働時間の上限規制が適用されたことも踏まえ、引き続き、医師確保対策を進める必要がある。
- ・緊急時に近隣の医療提供が可能な病院等へ円滑に救急搬送するため、医療機関に短時間でアクセスが可能となるような体制整備が必要である。

キ 社会福祉について

- ・振興山村は県全体と比較して高齢化が進行しており、増加する高齢者への介護ニーズが高まっていることから、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する必要がある。
- ・一方で人手不足や移動コスト等により、事業所の経営は厳しくなっており、特に振興山村において、訪問サービスを必要とする方へのサービスの提供が困難となることが懸念される。
- ・また、人手不足等の影響は、高齢者向けの福祉サービスのみならず、障害や保育等の福祉サービスまで影響が及んでいる。

ク 文化や教育について

- ・山村は、各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸といった目に見えるものはもちろん、祭り、慣習や食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。
- ・少子化や人口の流出に伴い、他地域に比べ学校の小規模化や再編整備が進む傾向があり、他地域と同様の教育を受けられるような体制や環境整備が課題である。

ケ 社会・生活環境について

- ・振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことができる環境を維持することが、人口の流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要なことから、住宅、集落道、水の確保や廃棄物の処理等、生活に欠かせない施設の充実が課題である。

コ 移住・交流について

- ・山村における新たな担い手を確保し、地域経済の活性化や、賑わいの維持・回復等を図るためには、UIJ ターンをはじめとした移住を促すとともに、関係人口を増やすことによる効果が期待されることから、移住や二地域居住、グリーン・ツーリズム等の促進が重要である。このため、山村に関心を持ってもらうための情報発信や、移住者等が受け入れられる生活環境の充実、二地域居住を促す体験機会の創出等の推進を引き続き図る必要がある。

サ 就業者・担い手について

- ・山村における深刻な人口減少の中で、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等、住みやすい山村を維持・継続するための担い手を確保する必要がある。
- ・共に助け合い誰一人取り残さない社会を実現するため、地域の活力を維持する必要がある。

シ 自然環境の保全及び再生について

- ・本県振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。しかしながら近年、里地里山における太陽光発電施設の設置等による無秩序な開発や、自然の回

復能力を上回る崩壊、森林伐採跡地の再造林等が問題となるケースがあることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の回復を図る取組が重要である。

- ・振興山村の豊かな景観の向上や生物多様性の保全を図るため、荒廃した里山や平地林の整備、河川の環境保全や漁場の適正管理を行う必要がある。

2. 山村振興対策の実施状況と評価

本県の振興山村においては、第一期山村振興対策から第六期山村振興対策にわたって交通・通信、産業基盤整備、生活環境整備、県土保全等の振興対策が実施されてきた。

また、平成 27 年度から新たに開始された山村活性化支援交付金の活用により、3 市町が地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るソフト面での対策を実施しており、成果を上げつつある。

山村振興対策事業の実績

(単位：千円)

対策(期間)	実績額
第 1 期対策(S40～S47)	7,372,169
第 2 期対策(S47～S54)	9,565,385
第 3 期対策(S54～H2)	28,400,526
第 4 期対策(H3～H10)	90,549,445
第 5 期対策(H10～H16)	6,810,152
第 6 期対策(H17～H26)	19,877,466
第 6 期対策後(H27～R5)	4,063,470
累計	166,638,613

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

① 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本県の山村は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的な機能を有する地域である。その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、県民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようにする上で、重要な課題である。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続の促進を図ることとする。

また、本県の振興山村は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきている。そのことを踏まえ、山村が有する機能、直面している課題等を考慮し、振興山村を県民が互いに支え合うという視点に立って、山村の有する多面的機能等に対する県民の理解と関心が高まるよう努めていく。そして、各振興山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に発揮させるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のほか、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、市町村相互間の広域的な連携に配慮しつつ、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続的な発展は、山村以外の県民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び二地域居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

これらを達成するため、次の4つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

基本目標

- 山村における快適な暮らしの創出
- 地域の特性や魅力を生かした地域産業づくりと振興
- 移住、二地域居住及び都市と農山漁村の多様な交流の促進
- 公益的機能の維持・増進

② 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。

鉄道やバスなどの公共交通機関については、高齢者や子どもなど社会的弱者をはじめ、

地域住民や訪れる観光客にとって極めて重要な交通手段であることから、引き続きその利便性の向上及び路線の維持・確保に努めるものとする。一方で地域における既存のリソースは限られているため、様々な手法で移動手段を守り充実させるよう努めるものとする。

主な施策

- ・ 中山間地域の生活を支える道路の整備や身近な生活道路の整備促進
- ・ A I オンデマンド交通、自動運転バス等の新たなモビリティサービスの導入
- ・ 企業・病院・学校の送迎バス等の地域の多様な輸送資源の活用や、ライドシェアの促進
- ・ コミュニティバスやデマンド交通の再編
- ・ ホームドアの設置など安全で快適な鉄道駅の整備支援
- ・ 地域鉄道の安全性向上を目指す設備整備への支援

③ 情報通信施策に関する基本的事項

安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、産業、交通、流通、保健・医療・福祉、教育、防災・安全、住宅など様々な分野で先端的な情報通信技術の活用の実現を促すとともに、デジタル社会の形成を促進するために必要なひとづくりや先端的な情報通信技術が活用可能な環境の整備に資するよう、携帯電話基地局や光ファイバ等の通信施設の整備等により、情報流通の円滑化、高度情報通信ネットワークを利用できる通信体系の充実化を進める。

主な施策

- ・ 携帯電話基地局や光ファイバケーブル等の整備の促進
- ・ デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組の支援
- ・ デジタル社会を担うひとづくり
- ・ ドローンや自動運転技術などの実用化に向けた実証実験
- ・ デジタル技術等に関わる技術・製品開発に対する助成

④ 産業基盤施策に関する基本的事項

山村の基幹産業である農業の条件不利性の補正に向けて、振興山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、きめ細かな整備を推進する。

農地については、草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、水田の汎用化・畑地化を推進する。また、市町村の策定した地域計画の実現を支援し、農地中間管理事業を活用した遊休農地の解消・活用や担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用を推進する。

農業水利施設については、適期更新、維持管理の効率化・高度化により、施設の機能を持続的に保全するための取組を推進するとともに、農業用ため池の適切な保全管理、防災重点農業用ため池の防災工事等、農業・山村の強靱化に向けた取組を推進する。

林業については、効率的な林業経営の確立のため、森林管理道の整備と併せて作業道を延伸させ、林内路網の拡充を図る。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備
- ・ 農地利用集積や農作業受委託などによる効果的な生産の推進
- ・ 農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化
- ・ 地域農業の将来を記した計画の策定・実践の促進（地域計画）
- ・ 森林管理道等の路網整備の促進

⑤ 産業振興施策に関する基本的事項

振興山村の農林業の生産性・収益性を向上するため、農林水産業者と食品産業、観光産業等に係る多様な事業者との連携を促進し、観光資源や伝統文化といった振興山村ならではの多彩な地域資源を活用する。また、地域の特性を生かした商品開発などを推進し、収益性の高い観光農業の展開や付加価値の高い特産品づくりを促進する。さらに、特産品の販売や提供を促進するためのブランディングや宣伝活動を行い、自立的かつ持続的な農林業の振興を図る。

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の生産コストの増加等から、農林水産業の収益性が低下しているため、スマート農業導入や農地集約化などによる農林業の生産性向上・経営効率化施策を展開する。また、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を促すとともに、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払制度を活用し、将来に向けた農業生産活動の継続を支援する。

森林を伐採し、その跡地への植栽から保育までを実施し、森林の循環利用を進め、森の若返りを図る。また、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」を推進するため、県産木材の安定的な供給体制を整備し、民間住宅や公共施設等における木材利用を進める。

農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況であり、ICT 機器の活用による負担軽減や、被害状況と捕獲実績等を踏まえた効果的な捕獲方法の普及を図るなど、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が作成する防止計画の遂行を支援する。また、併せて、ニホンジカ、イノシシ及びクマについて、鳥獣保護管理法に基づく第二種特定計画を策定し、適切な個体数管理を行う。

主な施策

- ・ 地域の特性を生かした加工品の開発、販路拡大の推進
- ・ 加工品の開発や商品化、農産物直売所等による経営多角化の推進
- ・ 加工、流通、販売過程における省力化や生産性の向上に資する設備整備の推進
- ・ 県産農産物のブランディングや販売促進
- ・ 県・市町村・商工団体等の支援機関の連携による創業支援の実施
- ・ 森林整備の促進
- ・ 県産木材の利用推進

- ・ ニホンジカ、イノシシ及びクマの計画的な個体数管理
- ・ 捕獲従事者や技術指導者の育成

⑥ 防災に係る施策に関する基本的事項

避難所運営における具体的な指針に基づき、多様な視点、特にジェンダー視点を取り入れることで、誰もが安心して利用できる避難所環境の整備を総合的に推進する。

災害情報の迅速な収集と市町村や消防本部等との情報の共有化を図るため、災害オペレーション支援システムの整備・運用を行う。

関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版FEMA」を推進する。

土砂災害を防止するため、計画的な砂防関係施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うことで総合的な土砂災害の防止策を講じる。

森林の持つ公益的機能を持続的に発揮できるよう、治山施設の設置や保安林の整備を図る。

主な施策

- ・ 埼玉県防災ヘリコプター夜間離着陸訓練の実施による災害時航空運用能力及び輸送手段の強化
- ・ 衛星通信機器の活用による大規模災害時におけるインターネット環境の確保
- ・ 避難所の運営に関する指針や、ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き等を通じた、誰もが安心して利用できる避難所環境の整備
- ・ 災害オペレーション支援システムの機能強化
- ・ 発災に備えた防災行政無線設備の整備の推進
- ・ 進出困難現場を想定した訓練の実施
- ・ 専門的な知識や能力を有する様々な官民の機関を連結させるため、関係機関が一堂に会した危機や災害ごとのテーマ別図上訓練の実施
- ・ 体験や展示を通じて、家族や学校の生徒など広く県民が防災の基礎知識等を学習できる環境の整備
- ・ 県広報紙（彩の国だより）やテレビ番組での防災特集、啓発用パンフレットの配布、研修会の開催など、様々な方法による防災知識の普及・啓発の実施
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の強化
- ・ 治山施設の設置及び保安林の整備

⑦ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

今後、人口減少や更なる高齢化が進む中、限られた医療資源を有効に活用するため、地域医療構想調整会議の開催などを通じ、より一層の機能分化・連携を進めていく。

医療従事者の確保が困難な地区においては、医師、看護師の誘導・定着を進め、当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

患者が緊急時に近隣の医療提供が可能な病院等へ短時間でアクセスすることが可能となるよう、ドクターヘリ・ドクターカーや県救急医療情報システムを整備し救急搬送体制の強化を図るほか、適正受診の推進のため埼玉県救急電話相談#7119を運用することなどにより、当該地域における救急医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

主な施策

- ・ 医師が不足している地域への医師の派遣や誘導
- ・ 地域の中核的医療機関の診療を支援する連携協力体制の構築
- ・ 看護師の離職防止、復職を支援するため、病院内保育所の運営を支援
- ・ 救急搬送体制の強化を図るためドクターヘリ・ドクターカーの整備
- ・ 関係機関の連携体制強化のため県救急医療情報システムの整備・運用
- ・ 適正受診を推進するため埼玉県救急電話相談及びA I 救急相談を運用

⑧ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む。）に関する基本的事項

75歳以上の後期高齢者や、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者の人口が、今後全国トップクラスのスピードで増加することが見込まれる中、高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、慣れ親しんだ山村においてできるだけ安全・安心に社会参加活動を行いながら自立して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努める。

特に、介護サービス基盤の整備等の施策を推進するとともに、それらのサービスを受けるために必要な住民負担の軽減を図る。

人口流出抑制や移住促進対策の一環として、児童福祉の増進及び子育て環境の確保を図る観点から、保育サービス等の内容の充実を図る。

障害者が振興山村でも自立した生活を送れるよう、訪問系サービスの充実、住まいの場や日中活動の場の確保・充実など、ライフステージのいろいろな場面で、本人が主体的にサービスなどを選択できる地域生活支援体制を構築する。

主な施策

- ・ 介護予防対策や地域リハビリテーション体制整備の推進
- ・ 介護人材や事業者確保などの介護サービス基盤の整備
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進
- ・ 保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備等の促進
- ・ 子どもの居場所として中・高校生世代に対応した児童館の機能強化の促進
- ・ 地域における健康づくり活動の促進と母子保健サービスの充実
- ・ 安心して子どもを生み育てられる保育サービスの充実化
- ・ 障害者の住まいの場としてグループホームの整備
- ・ 就労継続支援事業等の日中活動系サービスやホームヘルプ等の訪問系サービスの充実

⑨ 文教施策に関する基本的事項

地域文化の振興は、人の心を豊かにするだけでなく、地域の連帯感を醸成し、地域の活性化に大きく寄与する。振興山村に伝わる伝統芸能や豊作祈願の神事、祭りなどの伝統文化、偉大な功績を残した先人、歴史や豊かな自然に育まれた文化財や特産品など地域資源を活用した、地域に根ざした文化活動を振興する。

また、地域に残された貴重な伝統文化を後世に継承するため、後継者の育成を図りながら、その保存に努め地域振興に活用する取組を促進する。

地域社会における伝統文化の保存及び活用を図るため、これらの文化の保存や活用に資する担い手の育成を図る。また、山村におけるより一層の教育環境の充実を図るため、安全・安心かつ快適で、教育内容・方法の多様化等に適切に対応できる教育環境の確保や、遠隔地の児童生徒の通学を容易にするため、スクールバスの運行等について引き続き国庫補助制度の確保に努める。

さらに、山村内外に居住する子どもに対する山村の豊かな自然環境を生かした教育や体験活動の機会の提供を行う。

主な施策

- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財や祭り等の歴史的、文化的遺産の保存・継承・活用
- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承の支援
- ・ 教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・ 社会教育施設による学校や民間団体等の体験活動に対する支援

⑩ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む。）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められている。

このため、空家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等の快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の污水处理施設の整備、効率的なごみ処理のための廃棄物処理施設の整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を促進する。

人口減少が進む中、水道施設においては、従来の集約型による維持管理がさらに困難となる可能性があることから、インフラの効率的な運営、災害時における機能確保等に鑑み、従来の集約型の整備から分散化を図るなど、水道整備の適正化を図っていく必要がある。

生活排水処理施設の整備が進められているものの、まだ十分とはいえない状況にある。安全で快適な生活をする上で、これらの施設は欠くことのできないものであり、水源地域における水質保全を推進するため整備・改修の促進を図る。

主な施策

- ・ 水道施設、污水处理施設の整備促進
- ・ 廃棄物処理施設の整備促進

⑪ 移住・交流施策に関する基本的事項

移住又は二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進については、民間企業・団体・市町村と連携し、本県の魅力や移住又は二地域居住の受入れ体制等について効果的に情報提供を行うとともに、移住希望者や二地域居住希望者が利用できるお試し住宅の整備等を行う市町村を支援していく。

また、地域おこし協力隊など意欲のある域外の人材を活用し、地域との交流を通じて、活力ある地域社会の構築を図る。

山村と都市の交流は、相互理解を深めながら、人的交流により地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産物の需要拡大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。このため、振興山村がもつ豊富な資源など地域の魅力を発信することで、県内の山村と都市との交流を促進する。

また、集落道、集落防災安全施設としての道路等施設の整備を進める。

主な施策

- ・ 「住むなら埼玉」移住・定住ポータルサイトにおける情報発信
- ・ 民間企業・団体・市町村と連携した移住セミナーや移住イベントの開催
- ・ 埼玉県ふるさと創造資金による市町村支援
- ・ 埼玉県地域おこし協力隊ネットワークの強化及び地域おこし協力隊の活動・定着の支援

⑫ 就業・担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む。）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

そのため、働きたい女性や高齢者の就業支援を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進する。

また、地域活動の担い手として期待される元気な高齢者に対し、地域活動やボランティア活動に参加するきっかけや学びの機会を提供するとともに、地域の課題解決に取り組むNPOなどを支援する。

主な施策

- ・ 女性や高齢者への就業支援
- ・ 元気な高齢者の地域活動参加、地域課題解決に取り組むNPOなどへの支援

⑬ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的な事項

本県の山村の多くは山岳地帯に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、県土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は、山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもあることから、山村の振興に当たっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に努めるものとする。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や、消失した自然生態系の再生
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進
- ・ 里山・平地林整備の担い手育成や伐採の支援
- ・ 魚類資源の保全や生態系の維持、生態系に配慮した漁場利用の情報提供の推進

⑭ その他施策

本県の山村における活力の維持、増進のため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 地域住民活動を推進する人材の育成推進

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

本県においては、県政運営の基礎である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」(令和4年)を作成し、「安心・安全の追究 Resilience (レジリエンス)」「誰もが輝く社会 Empowerment (エンパワーメント)」「持続可能な成長 Sustainability (サステナビリティ)」の3つの将来像の実現を目指し、各種施策の推進に取り組んでいる。また、地域防災計画、国土強靱化地域計画、水循環基本計画の推進を図っている。

なお、本県の振興山村を有する8市町のうち5市町が、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域持続的発展方針(令和7年12月策定)及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。

山村振興基本方針は、振興山村の総合的な施策の方向を示したものであり、今後の施策の具体化にあたっては、関係部局が所管する諸施策・計画との連携を図り、振興山村の更なる振興に努めるものとする。